

部 会 報 告

〈教育政策・保育部会〉

☆一九九三年一〇月二十九日(金)

於大阪市立日之出解放会館

「これからの保育所のあり方」

報告者||福山真劫(自治労中央本部)

〈要旨〉

「保育問題検討会」に自治労を代表して参加している福山氏から保育をめぐる状況について、お話いただいた。

保育制度の基本として「措置制度」がある。これは、児童福祉法二四条、「保育に欠ける子」の保育保障を国と自治体に義務づけた費用負担の原則である。

しかし、厚生省は、この措置制度を見直し(改悪)「自由契約」にしようとして、児童福祉施設から切り離し、保育サービス向上を目的とした「保育サービス法」の構想を一九九三年の一月の

官庁速報に掲載した。しかし、この「保育サービス法」も関係団体の反発を受けた。

そこで、厚生省は、「現行の保育制度や費用負担のあり方」を検討するためとして、「保育問題検討会」を一九九三年二月に発足させ、一二月末に提言を出させ一九九四年度予算に反映させるとしている。

一〇月六日に開催された第八回「保育問題検討会」で自治労は、「措置制度は保育の公的保障を明確にしたものであり、自由契約の一部の導入は保育の後退につながり、絶対に反対である。措置制度があるにもかかわらず、保育に欠ける子の保育保障がされていないことが問題であり、さらに「保育に欠ける」という範囲が狭いことが問題である」と主張した。

また、保育関連団体も反対の立場を明らかにしており、地方団体関連の委員からも「超過負担もあり、保育の地方転嫁は絶対に反対である」との主張もなされた。

現在、連合・自治労では「措置制度維持、保育運営費の地方転嫁反対と児童福祉・保育制度の拡充をめざす」という態度を明確にして、政府に対して、要請書を提出すると同時に一千万人署名活動を実施中である。

一二月末に出される「保育問題検討会」の提言の内容を現行制度より改悪させず、より保育制度の拡充をめざすものとするために奮闘するとの決意表明を福山氏から受け、参加者全員で確認し、散会した。

〈前近代史・近現代史部会合同例会〉

☆十一月三日(土)

於大阪府同和地区総合福祉センター
テーマ||「畑中敏之」『部落史』を問う」をめぐって」

報告者||吉村智博(近代史研究者)

〈要旨〉

①畑中敏之さんの「部落史」を問う」の骨子は、おおむね以下のように要約できる。まず問題意識としては、従来

の「部落の起源」論は、「部落」の起源
 Ⅱ近世「部落」の起源としてきた。そ
 して、結局は「部落」の血縁的系譜を
 めぐる議論となってしまうている。「政
 治的起源」だけではなく、「部落の起源」
 論そのものの功罪が総括されなければ
 ならない。

②近世においては部落問題ではな
 く、あくまでも身分の問題である。つ
 まり、近世において存在したのは、「か
 わた」身分なり「非人」身分というよ
 うな、身分そのものであった。

③近代は、祖先の身分なり、家柄が
 社会生活のうえで十分機能していた時
 代であり、「生まれによる差別」として
 部落差別、部落問題が発生した。いう
 ならば種族的身分的差別である。

④基本的な人権の尊重、個人の尊厳と
 自由の確保がまさに体制的な認識とな
 っている現代社会では、部落差別は近
 代（戦前）の残りものであり、現体制
 下の社会矛盾の一つである。「日本国憲
 法」の基本精神をより現実のものとし
 て徹底していく中で克服でき、資本金

義社会のもともでも解決可能である。

⑤総括として、「部落」「部落民」な
 どというものが連続して存在し、それ
 に対して差別があるのではなく、各時
 代の社会体制のもとで差別が再生産さ
 れている構造が、「部落」あるいは「か
 わた」村を存続させていた。近世の「か
 わた」身分のあり方は、当然に近世社
 会の構造において位置づけられねばな
 らないように、現在の差別のあり方は、
 基本的には今の社会においてとらえら
 れなければならぬ。

⑥以上のような著者の見解に対し
 て、次のような疑問点を提示したい。
 たとえば、(1)現代では近代天皇制下
 の身分的秩序を維持する体制は解体し
 た、とする史的根拠は何なのか。また、
 天皇家をめぐって現在繰り返されてい
 る象徴天皇制下の具体的事実について
 どう位置づけているのか。(2)現代史
 の領域で、先行研究に言及されていない
 のはなぜか(例えば、渡辺俊雄「現
 代史のなかの部落問題」)。(3)国民的
 融合論を歴史的視点から理論的に補完

するのであれば、融合論を批判した理
 論提起をなぜ取り上げないのか(例え
 ば、大賀正行「部落解放理論の根本問
 題」)。(4)最近では何人かの人が、著
 者と同じ視点で(あるいは著者よりも
 はやく)「部落史」のパラダイムの転換
 に言及しているが、こうした諸論稿に
 ついてはどう思うか(藤原宏「象徴天
 皇制と部落幻想」)。

以上の報告に続いて、著者の畑中さ
 んから次のような発言があった。

⑦疑問点の(1)については、日本国
 憲法によって戦前とは政治支配の構造
 が変わっており、そのズレを評価して
 いる。(2)(3)および(4)につい
 ては、発表した場所が必ずしも研究誌
 ではなく、また部落史の枠組みを問題
 にしなかったため、個々の研究につい
 て詳しく言及しなかった。大賀さん
 については、近代の部落差別を「資本金
 主義・帝国主義的差別の一形態」とい
 えるかどうか、疑問に思う。また藤原
 さんに関しては、「部落差別は現実だ
 が、部落は幻想だ」というのには同意

できない。部落差別が現実なら、部落
 も現実ではないか。

⑧「国民融合論」には定版がなく、
 各人の主張はそれぞれ違っている。私
 自身は、馬原鉄男さんの整理に従って、
 (1)戦前と戦後の違いを明確にした
 こと、(2)「融合」という部落問題の
 解決の展望を明らかにしたこと、(3)
 資本金主義社会でも「融合」は可能だと
 示したこと、と理解している。

⑨従来の政治起源説は、結局のどこ
 ら現在の部落の系譜を近世の「かわた」
 身分に求める系譜論Ⅱルーツ探してあ
 り、部落問題を限りなく民族問題に近
 づける発想だったし、部落差別の「温
 存・利用論」とセットだった。ただし、
 差別をそれぞれの社会の構造の問題と
 して問うということ自体は根本的な視
 点であり、政治起源説を否定するの
 はなく、その不十分さを改めるという
 ことである。

⑩現代の部落差別を近代の差別の残
 りものと考えすることは、現在の社会の
 ままで部落差別がなくなるとか、解決

が容易だという意味ではない。部落差
 別を近代の残りものと考えてこそ、解
 決の展望が見えてくるという意味で、
 大事な視点だと考えている。

なお当日はあわせて、飛鳥の歴史を
 つくる会から「飛鳥の歴史」の紹介が
 あり、内容に関して質疑討論を行なっ
 た。(文責Ⅱ事務局)

〈地域・子ども会部会〉

☆十一月二五日(木)

於大阪府同和地区総合福祉センター
 「大阪府生涯学習プラン」について
 報告者Ⅱ大阪府文化課

〈要旨〉

一九九三年九月にまとめられた「大
 阪府生涯学習プラン」について、大阪
 府文化課の明石亮一主幹から報告を受
 け討議。

大阪府では、一九九〇年の生涯学習
 振興法(生涯学習振興のための施策の
 推進体制等の整備に関する法律)の制
 定をうけ、庁内に「大阪府文化・生涯

学習推進本部」を設置し、生活文化部
 文化課が事務局を担当して生涯学習振
 興のための施策の取りまとめを行って
 きた。この「生涯学習推進プラン」は、
 序章 生涯学習推進プラン策定の趣
 旨、第一章 生涯学習の意義、第二章
 生涯学習推進の目標、第三章 生涯学
 習推進の基本的視点、第四章 多様な
 生涯学習の推進、第五章 生涯学習を
 支える体制整備、の六章で構成され、
 特に第四章と第五章には具体化のため
 のプロジェクト・メニューが掲げられ
 ている。

「いつでも、どこでも、だれでもが、
 学びたいときに学べるように学習情報
 と学習の場を提供する」とする自治体
 の生涯学習計画は、すでに多くの府県
 や政令指定都市で策定されており、今
 回の大阪府の「生涯学習プラン」は後
 発である。しかしそれだけに「人権尊
 重の視点に立った生涯学習の推進」を
 明記し、学校における人権教育のいっ
 そうの推進とともに、識字活動への支
 援充実、リバティ大阪・ピース大阪の

拡充、同和地区青少年センターの活性化、などが盛り込まれた点が一つの特徴となつている。

報告後の討論では、生涯学習の理念（社会教育や生涯教育との違いや学校教育との関連など）や同和地区での生涯学習計画策定の必要性などについて、活発な意見交換がなされた。部会としても、同和地区における生涯学習計画の課題について、地域の保護者や子どもたちの自主的活動支援のあり方、青少年会館や児童館のあり方（生涯学習機能の拡充）について、引き続き検討する予定である。

〈前近代史・近現代史部会合同例会〉

☆二月四日（土）

於大阪府同和地区総合福祉センター
テーマⅡ「大阪での朝鮮人強制連行調査に参加して」

報告者 横山篤夫（大阪府立岸和田高校）

〈要旨〉

もつと構造的に明らかにできるだろうと思う。

⑤また企業や自治体・国の消極的な姿勢が大きな壁になつている。たとえば、川崎重工業にしても南海電鉄にしても、積極的な協力は得られていないし、調査するという回答をもらってもその後は返事がないというところも多い。自治体のなかには、今回の大阪府のように「知事引継書」の資料を公開するなど、一定の対応が見られる。しかし、自治体が独自に予算を組み、調査することは、まだまだ少ない。

⑥今後、強制連行問題を解決するポイントには、以下の四点だと思ふ。(1) まず、強制連行の真相の全体像を明らかにすること。(2) 明らかにした真相にもとづいて、責任あるものが謝罪すること。(3) その上で、必要な補償を行うこと。(4) そして次の世代に強制連行の事実を伝えるために十分な教育を行うこと。この四点はバラバラではなく、あくまでもセットとして取り組まなければならない。

一二月例会は、大阪府立岸和田高校の横山篤夫さんから「大阪での朝鮮人強制連行調査に参加して」と題し、まずビデオ「大阪と朝鮮人強制連行」を見た後、報告を受けた。報告の要旨は、以下の通りである。

①朝鮮人強制連行の問題に関わったのは、一九九〇年の岬町の調査からだ。それまで、朝鮮人の生徒が多く通学する高校にもいたし、授業でもその事実を教え、一般論としては大事だと感じていた。しかし、実際に岬町での調査に参加して、これは大変なことだと実感するようになった。以後、貝塚・堺・泉大津など、泉州を中心に調査している。

②調査に参加しながら考えたことの一つは、どうして今、真相調査なのか、ということである。すでに日本の敗戦から四八年がたち、朴慶植さんの「朝鮮人強制連行の記録」（未来社）が一九六五年に出てからでも二八年たつているのに、手がつけられなかった。大阪の教育労働運動でも取り組もうとしな

⑦現在は、以下の課題に取り組んでいる。(1)大阪に住んでいる強制連行の一世の体験者が三五人いるので、この聞き取りを継続している。しかし実際には、まだ一〇人くらいからしかできていない。(2)大きな炭鉱などがなく、強制連行とは比較的に縁が薄いと考えられていた大阪においても、軍や軍需工場など深い関係があることが明らかになってきている。こうした新しい現地の調査を継続し、報告書を作成することが急がれる。(3)そして企業や国・自治体への働きかけが求められている。たとえば、泉佐野市では、広報で佐野陸軍飛行場と強制連行の問題

が取り上げられた。しかしこうした例は、今のところタチソの高槻市や泉佐野市など数は少ない。また学校現場などからの自主的なフィールドワーク・見学会などが最近ではかなり行なわれているが、企業がみずからの責任を果たす取り組みとして、こうしたフィールドワークなどを組織するように働きかけていきたい。また日本でなくなっ

かったし、歴史研究のなかでも調査されなかった。それが、戦後の日本の社会の実態だった。自分のことを含めて、その責任を明らかにしながら調査の仕事を進めている。

③おそらく今が、強制連行を直接体験した一世の証言を聞き取れる最後の機会だろう。同時に、戦後半世紀近くたって初めて、日本人側の証言が可能になったという側面もある。しかし、それでもかつての特高関係者や企業の労務担当者など、もつともよく事情を知っているはずの人は話をしようとしていない。

④もう一つ考えたことは、こうした調査がどうして市民運動として取り組まれるのか、ということだ。もちろん組織・運動との難しい問題があることは事実だが、大阪の調査団の構成をみると、日本人側は弁護士や学校の教師、朝鮮人側は民族運動をしている人たちが中心で、日本人側の研究者は一人、それも教育学が専門である。歴史研究者の参加があれば、強制連行の問題が

た強制連行の犠牲者の遺骨を国や企業の責任で祖国に返還することも、今後の課題の一つである。現在、高校生が人権問題研究会として遺骨返還の取り組みをしている例もある。

⑧部落問題との関わりでは、こうした事実がある。多奈川の正教寺には、強制連行で死んだ朝鮮人の遺骨がまつられている。おそらく、周辺の他の寺が受け取ってくれなかったのを、部落の寺が引き受けたのだろう。当時の日本人が、朝鮮人を人間として扱った数少ない例の一つだろう。過去帳には「半島人」という肩書きが見られる。差別的だと問題になることを配慮してなかなか知られなかったが、今回やっと協力を得られた。朝鮮人と部落、強制連行と部落との関係は、もつとあるに違いない。しかし今のところ、研究の蓄積も不十分で、問題を解明していくうえで大きなネックになっている。

⑨最後に、さ来年の一九九五年は、日本の敗戦から五〇年となる。一九四五年の時にはできなかった戦争責任と

戦後責任の総括を、一九九五年にはぜひする必要があると思う。反差別・国際連帯の大きなイベントを、民衆の側でできないものだろうか。(文責事務局)

〈人権部会〉

☆二月一八日(土)

於大阪府同和地区総合福祉センター

「全国のあいつく差別事件 一九九三年版の紹介」

報告者 本多和明(部落解放研究所)

「ドイツ基本法第一六条・庇護(亡命)権の改正」ドイツの人権問題を垣間見て」

報告者 森井 暉(関西大学)

〈要旨〉

まず、「全国のあいつく差別事件」一九九三年版の紹介」の報告について、「地対財特法」五年延長の二年目を迎えたが、差別事件は多発しているだけでなく、悪質化している特徴があげら

れ、①結婚差別事件、②就職差別事件、③企業や職場における差別事件、④教育現場での差別事件、⑤地域社会における差別事件、⑥公務員による差別事件、⑦宗教界における差別事件、⑧マスコミ・出版界の差別事件、⑨差別投書・落書・電話、の九点の項目毎に、具体的な紹介と若干の分析が報告された。

その後、討議が行われ、①不況を反映して、さらに差別事件が悪質化している、②部落差別のみでなく、それと結びつく形で民族差別なども多発している、③「あいつく差別事件」は大きい本屋にも並べられているが、ただ単に紹介のみでは、不十分なので、分野別、時系列的に整理・分析を行い、そこから一定の法則性・パターンを探り出し、どのようにすれば、差別事件を根絶していけるかの方向性を出していく時機にきているのではないか、などの意見が出された。

続いて、森井暉教授から、ドイツのチューリッゲン大学で参審制度の研究

しかし、実際は一九七四年頃をピークに難民や亡命を求めてくる人たちは減少してきており、さらにドイツ基本法第一六条二項が九三年七月に改正されてから、政治的に迫害されていることを証明できないとドイツでの滞在は認められず、従来、認められてきた宗教的・人種的迫害を受けて入国を求めてきた人たちに對しては、その受け入れを拒否している現状がある。つまり、むしろ難民の数は減少してきている傾向にある。このように、かつての開かれたドイツは今や血統主義に閉ざされたドイツに逆戻りしてしまっている。

三点目に、それでは本当に外国人労働者がドイツ人の失業の原因となっているのかどうかであるが、現在ドイツ人が働くことを嫌う3Kの仕事に従事しているのが外国人労働者であり、鉱山業、飲食・サービス業、建設業にその多くが従事しており、外国人労働者がいなくなるとドイツ経済が回らなくなるのが実情である。それではなぜ、外国人労働者排斥キャンペーンがな

れるのか。日本と違いドイツにおいてはナチス党員は戦後、戦犯として多くが裁かれたわけだが、元ナチス党員の数は非常に多く、全ての党員が裁かれたわけではない。つまり、戦後、ファシズムの基盤は崩されたが、ネオ・ナチに同調する層は根強く残っており、一九三〇年代、ナチスが台頭した時と同じような雰囲気現在の経済不況の中、漂っているのである。

四点目にドイツ人の人権感覚であるが、特に裁判をとおしてみると、日本とは違い人間の尊厳性を徹底して守るべきであるという認識と、公共体としての一体感が非常に強い。また、英米法が人間の弱点を率直に認める法体系とは対照的に、ドイツでは裁判官も検察官も被告人も「かくあるべきである」という、公共体の一員として果たすべき義務意識が非常に強い。

このような人権感覚をもつた人たちが多く存在するドイツでは、ネオ・ナチが台頭してきているとはいえず、その一方、環境保護運動など、緑の党を中

のため六ヶ月間滞在、ヨーロッパ一〇カ国三五都市を回ってこられた報告を兼ね「ドイツ基本法第一六条・庇護(亡命)権の改正」ドイツの人権問題を垣間見て」と題した報告を受けた。以下、その要旨である。

まずはじめに総括的感想として、①一八年前ドイツに滞在した時よりも、ナチスを賛美した落書は減ってきているが、逆にネオ・ナチを容認する傾向が強くなってきており、市民権を得てきている、②シンティ・ロマなどの人たちに対する警察の取り締まり、弾圧が厳しくなってきた。

二点目にドイツにおける外国人像であるが、「問題外国人」とされている人びとは、①庇護を求めると、②外国人労働者、③旧ソ連・東欧諸国から移住してくるドイツ系の人びと、とされている。そこで外国人像のステレオタイプであるが、現在、難民の流入がドイツの失業率を高めていると保守・右翼系の雑誌・新聞であおられており、排斥の世論が巻き起こっている。

心とした草の根市民グループの活動も盛んである。また、軽微の事件を除いて全ての刑事事件において、専門の裁判官の他に、一般の市民を審判に参与させる参審制が取られていることからわかるように、常に市民と民衆の目から裁判官は離れられず、日本のように独善的・官僚的な裁判をすることができないシステムになっている。

以上、ドイツに滞在しての人権問題を垣間みた感想が報告された。

(文責事務局)